

## 令和6年度 特定技能外国人登録支援機関

### 事業計画

#### 法人理念

私たちは、なによりも、人が幸せであることを大切にします。

#### 法人基本方針

利用者によりよく、職員がよりよく、そして施設としてよりよくなるために、ひとり一人が日々改善に努めます。

#### 1：基本方針

登録支援機関として受け入れ機関（外国人を雇用する会社）から委託を受け、特定技能1号外国人が残留中に安定的・円滑な活動、安心した生活が行うことが出来るように支援します。また、日常や職業、社会生活上の支援をしていきます。

#### 2：サービスの内容

##### （1）雇用契約や活動内容などの事前ガイダンス

雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は残留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について対面・テレビ電話等で説明します。

##### （2）出入国時に空港などへの送迎

入国時には空港から滞在先まで送迎を行います。

帰国後に空港の保安検査場までの送迎・同行します。

##### （3）住宅確保・生活に必要な契約支援

受け入れ機関と協力し、居室面積1人当たり7.5平方メートル以上の住居を確保します。また、連帯保証になるまたは、社宅を提供します。

銀行口座等の開設、携帯電話やライフラインの契約等を案内、各手続きの補助をします。

#### (4) 生活オリエンテーションの実施

以下の内容のオリエンテーションを最低8時間以上かけて行い、確認書に署名を得ます。

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先の指導
- ・行政手続き
- ・相談、苦情の連絡先
- ・外国人の対応が可能な医療機関
- ・防災、防犯、急病などの緊急時対応
- ・出入国、労働法令違反など法的保護

#### (5) 公的手続き等への動向

必要に応じ住居地、社会保障、税などの手続きの動向、書類作成の補助等の支援をします。

#### (6) 日本語を学習する機会の提供

働きながらも日本語が学習できるように、日本語教室の紹介や自主学習教材、Eラーニング講座の情報提供などを行い、語学上達を支援します。

#### (7) 相談、苦情への対応を遅滞なく適切に対応

外国人が十分理解できる言語（外国人通訳を雇用等）により、平日3日以上、土日のうち1日以上開設の窓口を設置します。また、対応内容は相談記録書に記録し、一定期間保管します。

#### (8) 日本人との交流の促進支援

地域住民との交流や地域の行事、自治会等の案内や参加手続き等の補助を行います。また、施設内行事へも円滑に参加できるように支援します。

#### (9) 離職時の転職支援

受け入れ側の都合により、雇用契約を解除する場合に次の受け入れ機関の情報提供や、ハローワークや職業紹介事業者等の案内などの支援を行います。

(10) 外国人及びその監督をする立場にある者と定期的に面談

3か月に1回以上、外国人通訳を介して面談を実施します。また、面談した内容は定期面談報告書を作成し、保管します。

受け入れ機関の監督的立場にある者と面談を行い、雇用環境の聞き取りを行います。

### 3：職員配置

支援責任者：1名（介護士長）

支援担当者：1名（介護士長）

通 訳：複数名（アルバイトにて雇用し、必要時のみ出勤）

### 4：損害賠償

受け入れ機関にて、特定技能外国人の責により発生した事項について、受け入れ機関及び特定技能実習生と十分に協議し、特定技能外国人に賠償責任がある場合には、速やかに損害を賠償します。

### 5：内部監査の実施

特定技能外国人の在留資格期間等の管理について、豊寿会本部の職員により定期的な内部監査を実施し、在留資格の管理を徹底します。

### 6：特定技能外国人の確保

出入国残留管理庁のマッチングイベント等を活用し、特定技能外国人の確保を行います。また、併せて他特定技能外国人登録支援機関との連携を確立し、安定した供給が行える様にします。

### 7：感染症対策

入国時や受け入れ機関への滞在前等、感染症対策を徹底します。また、マスクの常時着用や手指の消毒など、日本での感染対策方法の指導を速やかに行います。

## 8 : 利用料

○海外から外国人を呼ぶ場合 (残留資格認定証明書交付申請)	130,000 円～
○ビザ種類変更 (残留資格変更許可申請)	120,000 円～
○ビザの延長 (残留資格申請許可申請)	50,000 円～
○特定技能外国人紹介サービス	月給 2 か月分～
○登録支援機関サービス (外国人 1 人当・1 か月)	25,000 円

## 9 : その他

令和 6 年度の運営については、日本在留中の特定技能外国人を確保することに、全力を尽くします。特に出入国残留管理庁が主催するマッチングイベントを活用し介護分野を希望している特定技能外国人に、紹介が行えるように努めます。また、他登録支援機関との情報交換も行い特定技能外国人の情報共有が行えるように努めます。

支援責任者は在留資格の管理や特定技能に関する法律を遵守できるように、研修などへ参加します。